

改正の内容		適用																
〔個人市民税関係〕 1 特定親族特別控除の創設 地方税法において、特定親族特別控除に係る規定が新設されたことから、条例においても、所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する規定を追加するとともに、これに伴う所要の規定整備を行う。 <table border="1"> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>58 万円超 95 万円以下</td><td>45 万円</td></tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td><td>21 万円</td></tr> <tr> <td>110 万円超 115 万円以下</td><td>11 万円</td></tr> <tr> <td>115 万円超 120 万円以下</td><td>6 万円</td></tr> <tr> <td>120 万円超 123 万円以下</td><td>3 万円</td></tr> </table>		親族等の合計所得金額	控除額	58 万円超 95 万円以下	45 万円	95 万円超 100 万円以下	41 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円	令和 8 年度分から適用
親族等の合計所得金額	控除額																	
58 万円超 95 万円以下	45 万円																	
95 万円超 100 万円以下	41 万円																	
100 万円超 105 万円以下	31 万円																	
105 万円超 110 万円以下	21 万円																	
110 万円超 115 万円以下	11 万円																	
115 万円超 120 万円以下	6 万円																	
120 万円超 123 万円以下	3 万円																	
〔固定資産税関係〕 1 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合における課税免除措置の延長 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、都道府県と市町村が共同で策定し国の同意を受けた基本計画を基に、事業者が同法第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県から当該基本計画に適合していることの承認を受けることで、当該地域経済牽引事業計画に従って事業を実施する場合に、当該事業者は税制や金融に関する支援や規制の特例等の支援措置を受けることができる。 このうち税制による支援措置に関し、地域経済牽引事業の創出を促進するため、承認地域経済牽引事業者が一定の要件を満たす家屋又は構築物及びこれらの敷地である土地を当該事業の用に供した場合の軽減措置について、適用期限を 3 年延長する。（令和 10 年 3 月 31 日まで）		公布の日から適用																
2 減額措置の延長・見直し (1) 都市再開発法に規定する市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を 2 年延長する。（令和 9 年 3 月 31 日まで）		公布の日から適用																

改 正 の 内 容	適 用
(2) 政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。(令和9年3月31日まで) (3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第5号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。(令和9年3月31日まで) (4) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした上で、その適用期限を2年延長する。(令和9年3月31日まで)	
〔市たばこ税関係〕 1 加熱式たばこの課税方法の見直し 紙巻たばこと加熱式たばことの税負担の不均衡を解消するために、地方税法に規定が新設され、当分の間、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準について、重量要素のみによって紙巻たばこへ換算する方式を採るとともに、その算定数値を変更する等の特例が定められたことから、条例においても、同様の特例を定める。	令和8年4月1日から適用 (同年9月30日まで激変緩和等の観点から経過措置を講ずる。)